

議案第 5 3 号

つくばみらい市市民センター条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 5 条第 1 項の規定に基づき，市長の権限に属する事務を分掌させるため，市民センターを設置する。

(名称，位置及び所管区域)

第 2 条 市民センターの名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
みらい平市民センター	つくばみらい市陽光台 3 丁目 9 番地 1	つくばみらい市の全域

(使用の許可等)

第 3 条 市長は，地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づき，市民センターの会議室の使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けて市民センターの会議室を使用する者は，市長が定める納期限までに，別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 4 条 市長は，特別の理由があると認めるときは，使用料を減額し，又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 5 条 既納の使用料は，還付しない。ただし，市長が特別の理由があると認めるときは，その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第 3 条関係）

会議室の種類		基本使用料	
みらい平市民センター	会議室 1	半日（4 時間以内）	2, 0 0 0 円
		1 日（8 時間以内）	4, 0 0 0 円
		超過時間（1 時間）	5 0 0 円
	会議室 2	半日（4 時間以内）	2, 0 0 0 円
		1 日（8 時間以内）	4, 0 0 0 円
		超過時間（1 時間）	5 0 0 円
	会議室 3	半日（4 時間以内）	1, 0 0 0 円
		1 日（8 時間以内）	2, 0 0 0 円

		超過時間（1時間）	250円
--	--	-----------	------

備考

- 1 市内に在住し，在勤し，又は在学する者以外の者が使用する場合の使用料は，基本使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 超過時間が1時間未満であるとき，又は超過時間に1時間未満の端数が生じるときは，当該1時間未満の時間については，1時間とみなして計算する。
- 3 使用時間には，準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

令和2年8月24日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

令和3年度第1四半期開設予定のみらい平市民センターの名称，位置及び所管区域並びに会議室使用料等を規定するため，条例を制定するものです。